

令和4年笠間市農業委員会第3回定例総会

[令和4年3月25日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第6 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第7 報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
日程第8 報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第12 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
日程第13 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第14 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第15 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
日程第16 議案第8号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について
日程第17 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

- 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
- 日程第7 報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
- 日程第8 報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
- 日程第13 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第14 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第15 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第16 議案第8号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について
- 日程第17 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について

出席委員

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 石川馨君 | 11番 | 長谷川愛子君 |
| 2番 | 佐藤正君 | 12番 | 高野尚夫君 |
| 3番 | 佐藤均君 | 13番 | 藤吉智司君 |
| 4番 | 田山悦子君 | 14番 | 込山祐一君 |
| 5番 | 深澤悌二君 | 15番 | 稲野邊茂生君 |
| 6番 | 菅谷巧君 | 16番 | 山口忠栄君 |
| 7番 | 吹野健司君 | 17番 | 埜博光君 |
| 8番 | 菅井亘君 | 19番 | 永田良夫君 |
| 9番 | 國谷博隆君 | | |

欠席委員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 10番 | 柳橋泰君 | 18番 | 伊藤孝洋君 |
|-----|------|-----|-------|

出席説明員

農業委員会事務局長 福嶋 猛 君

農業委員会事務局長補佐
農業委員会事務局主任

菊地 恵一 君
三 次 登 君

午後1時40分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまより令和4年第3回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員17名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数は半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、2番佐藤 正委員、並びに3番佐藤 均委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号の1について、議席番号8番、17番委員より報告願います。

○8番（菅井 亘君） 番号1について、調査の結果を報告いたします。

3月23日、指名調査委員2名で現地の調査を行いました。

場所は、金井交差点から北に約2キロメートル入り、笠間市道の交差点をさらに北に500メートルぐらい入ったところになります。場所は、笠間ゴルフの北側ですね。それで、さ

らに北のほうは、現在、大型の太陽光発電施設の工事も行っております。災害復旧工事の現地の機器等、建設機械等の仮置場として利用する現場でございます。期間は、令和4年3月22日から5年の3月31日までの予定になっております。農地は使用貸借で、現在休耕になってはいますが、一時転用となります。

特に、現地調査した結果、問題等はありません。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2から4について、議席番号2番、15番委員より報告願います。

○2番（佐藤 正君） 番号2番、3番につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名により現地調査をまいりました。なお、代理人に対しては、遠方であることから電話による確認をしております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市本戸のクラインガルテンの南方、約1キロメートルほど行った北関東自動車道の南側となっております。番号2番は基地局の設置、番号の3番については、工事を行うための用地として使用する同一地番となっております。

申請理由は、●●●●株式会社による携帯電話基地局の建設です。権利の設定、移転の概要は、賃貸借権の設定です。建設期間は、令和4年の5月9日から12月31日です。隣接地への影響ですが、周囲は道路に囲まれ、三角形の畑で、日照、通風等、隣接地への影響はないと見てまいりました。

以上、現地を確認してまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号4について、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名及び施工業者により、現地を確認してまいりました。なお、申請人には電話連絡の上、確認を取っております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道稲田友部線、南山スポーツ公園の信号機を友部方面に向かい、約500メートルほど行った左側の水田です。もう一つは、笠間市くるす保育園の西側の水田となっております。

申請理由は、茨城県水戸土木事務所による河川護岸工事に伴う工事用道路です。権利の設定、移転の概要は賃貸借権の設定です。使用期間は、令和4年3月26日から令和5年の3月15日となっております。

隣接地への日照、通風等の影響ですが、前者は西側道路、北側水田、東側河川、南側水田で、後者は東側道路、西側河川、南側河川、北側水田となっており、休耕地で隣接地への影響はないと見てまいりました。

以上、現地を確認してまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいた

します。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5から8について、議席番号1番、6番委員より報告願います。

○1番（石川 馨君） 番号5番、6番につきまして、報告いたします。

3月20日に、調査委員2名にて調査をしてみいました。申請者は、遠方であるため、電話にて確認をしております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、クロネコヤマトの東側の角地であります。この申請は、賃貸借にて5番が携帯電話無線基地局の設置のための申請であり、6番は、工事用として使用貸借にての鉄板敷きで一時転用するものであります。

農作物への影響はないと見てまいりました。関係書類も完備されており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（菅谷 巧君） 番号7、8につきまして、調査の結果を説明いたします。

この7、8は、関連しておりますので、一括報告といたします。

3月20日、指名調査委員により現地を調査してみいました。届出人とは、電話での確認としております。

番号7につきましては鉄塔搬入工事に伴う一時使用であり、番号8につきましては送電線鉄塔の工事であります。

申請届出人事由は、茨城中央工業団地への供給する高圧電線の鉄塔工事の用地として使用するためであります。工事期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとし、鉄塔は50年契約により、その後は自動契約継続となっております。

この工事に対する周辺への影響はないと見てまいりましたので、妥当と考えられますので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9について、議席番号12番、14番委員より報告願います。

○12番（高野尚夫君） 番号9番について、調査の結果を報告いたします。

3月21日午前9時20分より、指名調査委員2名と申請人立会いの上、申請地を調査してみいました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請理由は、農業用倉庫のための農用地からの除外の移動届です。申請地は、355号線土師の信号、セブンイレブンのところを西へ200メートルのところにあります。

隣接地の状況は、北側道路、東側宅地、南側畑、西側畑であり、日照、通風の影響はありません。農用地域から除外することはやむを得ないと判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、4ページになります。

番号1は、所有者の要望により合意を解約するものです。

番号2は、規模を縮小するため合意を解約するものです。この件に関しては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案の意見聴取がなされております。

番号3は、担い手が耕作をやめるため合意を解約するものです。この件に関しては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案の意見聴取がなされております。

議案書6ページになります。

番号4、5は、個人契約から法人契約に切り替えるため、合意を解約するものです。この件に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積がなされております。

番号6は、世代交代のため合意を解約するものです。この件に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積がなされております。

番号7は、経営移譲をするため合意を解約するものです。この件に関しては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案の意見聴取がなされております。

番号8は、農地集約のため合意を解約するものです。この件に関しては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案の意見聴取がなされております。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告申し上げます。

議案書につきましては、7ページになります。

番号1は、東京国税局から令和4年2月21日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和4年2月28日月曜日午後3時15分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は4か所あり、国道355号線岩間バイパスを友部方面へ進み、下郷の信号機の約110メートル手前の右側に1か所、下郷の信号機を旧道へ左折し、岩間土地改良区の調整池の西側に1か所、調整池から旧道を南へ300メートル進んだところから、南東へ約150メートル進んだところに2か所ありました。

現地の状況ですが、室野の土地については保全管理されている畑、五霊原の土地については栗畑、川北の2筆については岩間土地改良区内の耕作されている田であったことから、東京国税局へは2月28日付で農地と報告いたしました。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について、番号の1、2について、議席番号2番、15番委員より調査報告を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名及び申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市来栖地区にありますパチンコ店東大の前となっております。届出理由は、現在休耕している畑の低地解消です。工期については、令和4年4月1日から6月30日となっております。土盛りの内容は、笠間市公共事業に伴う発生土砂を搬入し、土盛りするものです。

申請地は、東側道路、西側資材置場、南側道路、北側畑で、低地解消のみの工事であることから、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。

以上、届出地を確認してまいりましたので、報告いたします。

引き続き、番号2番について、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名により現地を調査してまいりました。なお、申請者には、電話連絡の上、確認を取っております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、北関東自動車道笠間パーキングの南側となっております。届出事由は、現在休耕している水田の田畑転換で、畑作物の耕作をするとのこと。工期については、令和4年4月1日から8月31日となっております。土盛りの内容は、道路工事による発生土砂を搬入し、約35センチ土盛りするものです。

隣接地への影響ですが、田畑転換のみの工事であり、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。

以上、届出地を確認してまいりましたので、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第7、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について、番号の1について、議席番号2番、15番委員より調査報告を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名及び申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市来栖地区にありますパチンコ店東大の前となっております。届出事由は、現在休耕している畑の低地解消です。工事完了後は、畑として粟を植え付け、栽培するとのこと。土盛りの内容は、笠間市公共事業に伴う発生土砂を搬入し、土盛りするものです。

申請地は、東側道路、西側資材置場、南側道路、北側畑で、低地解消のみの工事であることから、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。

以上、届出地の工事完了を確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第8、報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、番号の1について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案につきましては、10ページになります。

番号1の譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人が農業経営の規模を縮小するため、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであります。

この件につきましては、今後、公益社団法人茨城県農林振興公社と購入予定者から、農地法第3条の規定による許可申請がある予定となっております。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1から3について、議席番号2番、15番委員より調査報告を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名及び譲受人立会いの上、現地を確認してまいりました。なお、譲渡人に対しては、電話連絡の上、確認を取っております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、JR水戸線稲田駅の西側踏切を渡り、友部方面に向かい約1.5キロメートルほど行った右側の畑です。譲受人の申請理由は、隣接農地を取得し、効率を図り、経営安定のためです。譲渡人申請理由は、その要望に応えることと今後耕作をする見込みがないためです。権利の移転内容は贈与で、取得後の申請地の利用計画は畑作物の作付です。

この申請については、耕作を目的とした贈与であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 15番。

○15番（稲野邊茂生君） 番号2番、3番につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

まず、2番です。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出

事由は贈与です。

場所は、国道50号にあります大郷戸入り口とフルーツライン入り口の飯合の信号機の間にある、ちょうど小池工務店の国道の南側になります。場所は、現在、土地改良事業の推進地区内にあり面積も小さく、隣接の譲受人に譲るものであります。関係書類等も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、3番です。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由については贈与です。

場所は、国道50号にある大郷戸入り口の信号の手前から水戸線方面に行き、石出踏切のところから、水戸線の笠間方面へ50メートルくらいの場所の水戸線の北側になります。この場所も、土地改良事業の推進地区内にあり、面積も少ないので、当該地区の担い手である譲受人に譲るものであります。関係書類等も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上であります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号1番、6番委員より調査報告を願います。

○6番（菅谷 巧君） 番号4につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月20日午前9時30分より、指名調査委員と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。譲渡人は、高齢により電話での確認といたしました。原因は売買です。

場所は、友部大洗線と石岡城里線の交わったところの東側にありました。譲受人事由は、経営の規模拡大により取得したいということであります。また、譲渡人は、高齢により耕作が困難なためということであります。取得後の申請地の利用計画は、ジャガイモ、野菜などを作付する計画であります。

この申請については、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術などについても適正と認められます。関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議願います。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号7番、9番委員より調査報告を願います。

○7番（吹野健司君） 番号5について、調査の結果を説明いたします。

去る20日午前9時より、指名調査委員2名と譲受人の立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりでございます。

譲受人の事由は、農業経営の拡大のためです。譲渡人の事由は、農地中間管理機構の特例事業の用に供するためでございます。当該地は、小原友部土地改良区内の一部であり、小原第1・第2機場の周辺の涸沼前川の近くの土地であります。

この申請については、耕作を目的とした所有権の移転であり、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議します。

ここで、事務局より補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から5につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

番号の1から5について、議決を行います。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号の1から5について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号、番号の1から5は原案どおり決定されました。

次に、議案第1号、番号6について審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案であります。審議が終了するまでの間、私が関係者でありますので、退場します。

議長は、農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、1番石川委員が職務を代理します。

暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○会長職務代理者（石川 馨君） 職務を代行いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩を解き、会議を再開いたします。

番号6番につきまして、議席番号12番、14番委員より調査報告を願います。

○12番（高野尚夫君） 番号6について、調査の結果を報告いたします。

3月21日午前9時より、指名調査委員2名と譲受人、譲渡人、代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間南部地区農業集落排水処理施設の西側150メートルくらいのところにあり

ました。譲受人の申請理由は、農業経営の規模拡大及び経営の安定を図るため。譲渡人の申請理由は、耕作地が遠距離のため要望に応えるということです。取得後の申請地の利用計画は、大根を作付する計画です。

この申請については、耕作を目的とした売買による所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○会長職務代理者（石川 馨君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の6につきましては、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○会長職務代理者（石川 馨君） 担当委員の調査報告が終わりました。

番号6につきまして、議決を行います。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告につきまして、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長職務代理者（石川 馨君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、6番について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長職務代理者（石川 馨君） 異議なしと認め、議案第1号、番号6番につきましては原案どおり決定されました。

ここで、議長の職務を終わります。御協力ありがとうございました。

19番永田会長、入場を許可します。

暫時休憩とします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、6番委員より調査報告を願います。

○1番（石川 馨君） 番号1を説明いたします。

3月20日に、調査委員2名にて調査してまいりました。関係者については、電話にて確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、友部中学校より南へ250メートル辺りのところですが。現在、宅地用地として造成している東側にある畑への進入路とするため、売買にて転用するものであります。関係書類も完備されており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号11番、18番委員より調査報告を願います。

○11番（長谷川愛子君） 番号1番につきまして、調査の報告をさせていただきます。

22日、指名調査委員と現地を調査してまいりました。譲受人と譲渡人は、電話にて確認をいたしました。申請地、目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、道の駅を過ぎて355号線を旧笠間方向に向かい、左側のイチゴ栽培のお隣でございます。譲受人の申請理由は、自己用住宅を建築したく購入予定、譲渡人は、譲受人の要望により譲渡する次第であります。権利移転の内容は売買です。資金面から見ても実現性が認められます。

隣接地への農作物への影響は、南側に農地がありますので、境界線より20センチ離して新築を予定することとさせていただきます。そのほか農作物への影響は何ら問題ないと思っております。汚水、雑排水は、合併浄化槽にて処理の後、宅地内処理、雨水は宅地内浸水にて処理をするとのこととです。そのほか関係書類につきましても完備しており、許可相当

と判断されますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号2番、15番委員より、調査報告を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号2番につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月19日に、指名調査委員2名及び譲渡人、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市本戸地区にあります藤枝技研工業の西側にある畑です。譲受人の申請理由は、建設業の規模拡大により駐車場及び資材置場の確保が必要となり、申請するものです。譲渡人の申請理由は、その要望に応じるためです。権利の移転内容は、使用貸借です。

隣接状況ですが、東側宅地、西側自宅進入路、南側道路、北側自宅で、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3、4について、議席番号1番、6番委員より、調査報告を願います。

○1番（石川 馨君） 3番、4番につきまして、報告をいたします。

まず、3番につきまして、3月20日に調査委員2名にて調査をしてまいりました。関係者につきましては、電話にて確認を行っております。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、先ほどと同じように、友部中学校より南へ150メートル辺りのところであり、現在、宅地用地として造成している東側にある畑への進入路とするために、売買にて転用するものであります。関係書類も完備されており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、4番を説明いたします。

同じく20日に、調査委員2名にて調査をしてまいりました。関係者については、電話確認をしております。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、いこいの家「はなさか」入り口より、北側100メートル辺りのところであります。この申請は、農振除外を受け自己住宅とするため、売買にて所有権の移転をするものであります。申請者は、子供の通学に利便性があるため、この地を選んだそうです。譲渡人は、現在休耕をしていて、再開する見込みがないので譲渡するとのことでありました。

隣接状況は、東側畑、南側と西側は市道、北側宅地であり、農地への影響はありません。受水は市水道より、排水は浄化槽処理、雨水は敷地内処理であります。関係書類も完備されており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5から7について、議席番号4番、5番委員より調査報告を願います。

○4番（田山悦子君） 番号5から7につきまして、調査の結果を御説明いたします。

まず、番号5につきまして御説明いたします。

3月21日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、3月17日に電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市児童館の道路を挟んだ北側になります。譲受人の事由は、現在、介護事業を展開しており、その事業の一環として、就労施設としての軽食の店舗兼事務所を建設して地域に貢献したいとしており、立地のよい当該地での計画を進めたいとのこと。譲渡人の事由は、譲受人の要望に応えたいとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、西側が宅地と道路、南側が宅地で、北側が宅地と畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、番号6につきまして、調査の結果を御説明いたします。

同じく3月21日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、3月17日に電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、すみれこども園の南側100メートルほどのところになります。譲受人の事由は、地域の活性化を図るとともに、老後の安定的な家賃収入を得るためにアパートを建設したいとしております。譲渡人の事由は、笠間市外に在住しており、また高齢になってきたため、現在の農地面積の維持が困難であり、一部を譲渡したいとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が宅地、南側が道路で、北側、西側が畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

引き続き、番号7につきまして、調査の結果を御説明いたします。

3月21日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、3月12日に電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、業務スーパー笠間友部店の南150メートルほどのところになります。譲受人の事由は、隣接地の国有宅地を落札し、払下げを受けることとなり、当該地と一体で住宅用地としての事業性があるものと判断したとしております。譲渡人の事由は、高齢であり、また遠方在住のため、処分を希望したいとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、北側が宅地、南側が宅地と雑種地、西側が山林となっており、周囲に農地はなく何ら問題はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8について、議席番号7番、9番委員より調査報告願います。

○7番（吹野健司君） 番号8について、調査の結果を説明いたします。

去る20日午前8時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりでございます。

譲受人の転用事由は、現在、栃木県真岡市に移住しているが、実家近くでの子育てを考え、個人住宅を建設したいとのことです。譲渡人は、譲受人の要請に応じるとのことです。当該地は、国道50号の滝川交差点から約600メートルくらいの小原香取神社から西側のほうへ行ったところでございます。

隣接地には影響がないよう転用するということですので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9について、議席番号10番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（山口忠栄君） 調査番号9番につきまして、調査結果を御報告いたします。

3月23日に、指名調査委員と受人渡人の代理人の行政書士立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、県道茨城岩間線の川根街道踏切から岩間支所に向かい、100メートルぐらい行ったところの十字路を左に曲がり、100メートルぐらい行ったところの右側の宅地の奥の土地でございます。なお、始末書添付の追認案件でございます。

受人の事由は、住宅を新築する際、隣の土地に食い込んでしまったということです。渡人の事由は、相手の要望により是正するためでございます。取水は使用しません。雑排水についても使用しません。雨水については自然浸透でございます。隣接地への日照、通風等、騒音については、問題ないと見てまいりました。権利関係については、贈与することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださるよ

うお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号12番、14番委員より調査報告を願います。

○12番（高野尚夫君） 番号10について、調査の結果を報告いたします。

3月21日午前9時45分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、355号バイパス土師十字路の信号を石岡方面に100メートルくらい行った左側にありました。原因は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、金属買取業をしていますが、新たに営業所を当地に設置したいと。また、隣接地には自分所有の山林があります。譲渡人は、高齢で耕作されないので、要望に応じるといことです。

隣接地への日照、通風、耕作等の影響は、平屋建ての事務所と駐車場であるので、影響はありません。隣接状況は、東側道路、南側宅地、畑、西側が道路、北側が山林。取水は公共上水道、汚水、雑排水は、浄化槽合併処理です。雨水は、浸透池により敷地内処理があります。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明を願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の4、10につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の7、9につきましては、用途地域内の農地であるため第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

7番。

○7番（吹野健司君） 番号6と10が500平米超えているものですから、その許可要件を満たしているなら、その点をお聞きしたいです。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○議長（永田良夫君） 暫時休憩を解きます。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の6、それから番号の10につきましては、自己用住宅ではないため、500平米の面積制限がかかっておりません。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第4号 農地法第3条買受適格証明願についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号4番、5番委員より調査報告を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号1から2について、調査の結果を説明いたします。

まず、番号1について説明いたします。

3月21日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、3月17日に電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。この買受適格証明は、公売に参加するための証明です。

申請地は、柿橋グラウンドの北側の住宅団地付近の荒廃した栗畑です。申請人は、茂木町の方ですが、約337アールの経営面積で、主に水稻、麦、大豆、野菜を生産している農家です。耕作に至る距離は約20キロメートルで、30分の時間としております。

取得後の作付計画は、ブルーベリーを栽培したいとしております。農業機械等も保有されており、適格であると判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号2について説明いたします。

同じ場所の公売に参加するための証明願です。この申請人についても、3月17日に電話にて確認しております。

申請人は、小美玉市の方で、現在約99アールの経営面積で、主に水稻、大豆、トウモロコシ、ナス、トマト等を生産している農家です。耕作に至る距離は16キロメートルで、約30分の時間としております。

取得後の作付計画は、栗を栽培するとしております。農業機械等も保有されており、適格であると判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以

上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

7番。

○7番（吹野健司君） この番号1の方ですが、トラクター3台持っていて、耕作面積考えると、60日の従事日数で300アールか、3町歩っていうことですね。

○議長（永田良夫君） 3町歩ですね。

○7番（吹野健司君） 分かりました。失礼しました。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規では、田はございません、畑19筆2万2,383平方メートル。再設定は、田12筆1万6,920平方メートル、畑4筆719.07平方メートル。合計35筆4万22.07平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書17、18ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規では、田15筆3万4,047平方メートル、畑5筆4,899平方メートル。再設定は、田、畑ともございません。合計20筆3万8,946平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書20ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第15、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、21ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規、再設定とも、田、畑ともございません。変更につきましては、田56筆11万5,449平方メートル、畑13筆2万4,192平方メートル。合計69筆13万9,641平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書22ページから24ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第 8 号 農業委員会等に関する法律第17条第 1 項による笠間市農業委員会農地利用
最適化推進委員候補者の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第16、議案第 8 号 農業委員会等に関する法律第17条第 1 項
による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題といたしま
す。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案であります。
審議が終了するまでの間、議席番号 6 番菅谷 巧委員が関係者でありますので、退場を
お願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 4 9 分休憩

午後 2 時 4 9 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第 8 号 農業委員会等に関する法律第17条第
1 項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを御説明申し
上げます。

資料につきまして、農地利用最適化推進委員候補者についてを、今上げますので御覧く
ださい。

1、農業委員会等に関する法律、（1）推進委員の委嘱ということで、一つ目の中点にな
ります。農業委員会は推進委員を委嘱する。二つ目、農業委員会は各推進委員が担当する
区域を定めるということが、農業委員会等に関する法律第17条に定められております。

（2）推進委員の定数ですが、13名ということで、笠間市の条例で規定されております。

（3）推進委員が担当する区域ということで、市内を13地区に分けており、笠間地区が 5
地区、友部地区が 4 地区、岩間地区が 4 地区となっております。

2 番、推薦及び募集でございますが、（1）募集期間としましては、農業委員の募集と同
一の期間で行っております。募集方法は、「広報かさま」お知らせ版と市のホームページを
使って周知を行いました。

（3）募集の結果につきましては、16名の募集がありました。内訳につきましては、そこ
に書いてある、御覧のとおりとなっております。

3、候補者の選考につきましては、（1）選考委員会を設置しまして、選考委員名簿の方々
に選考をお願いいたしました。

（2）選考委員会の開催ということで、2月16日水曜日に選考委員会を開催しております。

(3) 候補者選考の考え方ですが、法律の規定では、農地の利用の最適化の推進に当たって、熱意と識見を有する者を選考する。定数を超えた場合は、公平性や透明性を確保するために必要な措置、公平に選考を講じることということで、選考委員会を設置し、選考をしていただきました。

選考委員会では、選考に当たっての優先項目を設定し、選考が行われました。優先項目としましては、①市税の滞納がない者、②地域からの信頼がある方、推薦されている方ということですね。③青年・女性の登用、④地域のバランス、⑤経験・活動が多い者を設定し、選考されました。

(4) 選考の結果です。16名の推薦、応募の中から、各地区1名の13名を選考していただきました。表の見方としましては、縦に地区推薦と地区名、個人推薦、団体推薦、個人応募の別、横に推薦区分ごとの応募者数、推進委員の候補者数となっております。縦に見ますと、地区推薦があったのが、笠間、大池田、南山、稲田・福原、友部、大原、北川根、上郷・下郷、吉岡・泉・市野谷・福島、土師・上押辺・柵山、下押辺・安居で、北山、宍戸については地区推薦はありませんでした。それから、団体推薦の応募者数が1、個人応募が4あり、その中からそれぞれ1名が選考されました。

笠間市農業委員会の最適化推進委員候補者を1人ずつ紹介させていただきます。議案8号を御覧ください。

1番、笠間地区、飛田 稔さん、年齢は41歳で、現職の推進委員の方です。

2番、大池田地区、舘 直弘さん、年齢は67歳で、現職の推進委員の方です。

3番、北山地区、大月英夫さん、年齢は66歳で、現職の推進委員の方です。

4番、南山地区、渡辺政夫さん、年齢は54歳で、現職の推進委員の方です。

5番、稲田・福原地区、柳橋好和さん、年齢は66歳の方です。

次に、友部地区になります。

6番、宍戸地区、星野 登さん、年齢は74歳で、現職の推進委員の方です。

7番、友部地区、内桶 昇さん、年齢は73歳の方です。

8番、大原地区、埴 宏さん、年齢は65歳で、現職の推進委員の方です。

9番、北川根地区、菅谷 巧さん、年齢は69歳で、現職の農業委員の方です。

次に、岩間地区になります。

10番、上郷・下郷地区、松田健一さん、年齢は52歳の方です。

11番、吉岡・泉・市野谷・福島地区、菅谷賢一さん、年齢は65歳で、現職の推進委員の方です。

12番、土師・上押辺・柵山地区、大和田俊郎さん、年齢は70歳で、現職の推進委員の方です。

13番、下押辺・安居地区、持丸秀樹さん、年齢は65歳で、現職の推進委員の方です。

以上13名が、笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱候補者の方でございます。

農地利用最適化推進委員の候補者を決定するため、農業委員会の承認を求めるものでございます。

なお、農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、次期農業委員会へ申し送りをしまして、最終的には改選後の農業委員会で議決し、委嘱することとなります。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

6番菅谷委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員
の任免について

○議長（永田良夫君） 日程第17、議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について、御説明申し上げます。

去る3月18日人事異動の内示がございました。菊地恵一事務局長補佐が、産業経済部農政課課長補佐兼農政企画室長として異動し、菅谷清二健康増進課課長補佐が、農業委員会事務局へ事務局長補佐として異動となります。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第3回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時00分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

2 番 委 員

3 番 委 員